

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1.1 計画策定の背景

大村市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づき、大村市（以下、「本市」といいます。）における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的とした計画です。本計画は、直近では平成15年3月に策定し、平成24年度に見直しを行っています。

ごみ処理については、減量化及びリサイクルの施策を進めた結果、本市における家庭系ごみの1人1日あたり排出量は、全国と比較して優れた水準となりました。その一方で、事業系ごみは依然として増加傾向にあり、更なる減量化が必要です。また、リサイクル率は、全国及び長崎県のいずれの目標も達成できていないことに課題があります。

生活排水処理については、閉鎖性海域である大村湾をきれいにするために、水環境への負荷軽減に努めてきました。さらに、廃棄物処理に関係する施設のうち最終処分場については、旧施設の埋め立て終了に伴い、新一般廃棄物最終処分場を整備し、平成29年10月から供用を開始しました。

今後は、上記の課題に対応していくことに加え、燃やせるごみのステーション化による収集運搬の効率化や、環境センターの老朽化への対応も必要となっています。特に環境センターへの対応については、ごみの減量化やリサイクルの推進に加え、ごみを集め、焼却し、埋め立てる「資源消滅型社会」から、ごみをリサイクルする「資源循環型社会」への転換を進めることが重要となります。

また、世界においては、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、持続可能な開発目標（SDGs）が2030年までの国際目標として定められています。これは、持続可能な世界を実現するための17のゴール及び169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓うものです。このうち「ゴール12（持続可能な生産・消費）」では、生産と消費の過程全体を通して、天然資源や有害物質の利用及び廃棄物や汚染物質の排出を最小限に抑えることを目標にしています。わが国では、高度経済成長を遂げた一方で大量生産・大量消費型の経済社会活動により大量廃棄型社会が形成されたことを背景に、循環型社会形成推進基本法

（平成12年法律第110号）を始めとした各種リサイクル法を制定し、持続可能な生産・消費に向けた取組を精力的に推進してきました。これにより、資源循環量を着実に増大させ「ゴール12（持続可能な生産・消費）」の考えを具現化してきたほか、近年では培った知見を国際社会に共有する取組も進めています。

本市においては長崎県が示す「ごみゼロながさき」の具現化を更に加速させる必要があることも踏まえ、ごみ処理及び生活排水処理にかかる今後の方向性を再検討するため、現行計画を見直すこととしました。



## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、国や県の法律及び計画を基に作成されており、本市における廃棄物の処理に関わる上位計画に位置づけられています。本計画を基に、分別収集計画や循環型社会形成推進地域計画、一般廃棄物処理実施計画が策定されるため、ごみ処理計画の柱となる計画といえます。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法で定めるところにより、以下の事項を定めるものとされています。

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

## 1.3 本計画の構成

第1章では、本市の概要や関連する法体系について整理し、第2章では、本市の地域特性を整理します。第3章では、ごみ処理の現状と、将来の発生量の見込み及び課題を整理し、それを踏まえ第4章で発生抑制等に関する基本方針を整理します。

第5章及び第6章では、一般廃棄物処理基本計画の各論として、ごみ処理及び生活排水処理に関する目標と具体的な施策を整理します。

最後に、前章までに整理した事項を踏まえ、計画の推進方法として、本市、市民及び事業者の役割について整理します。

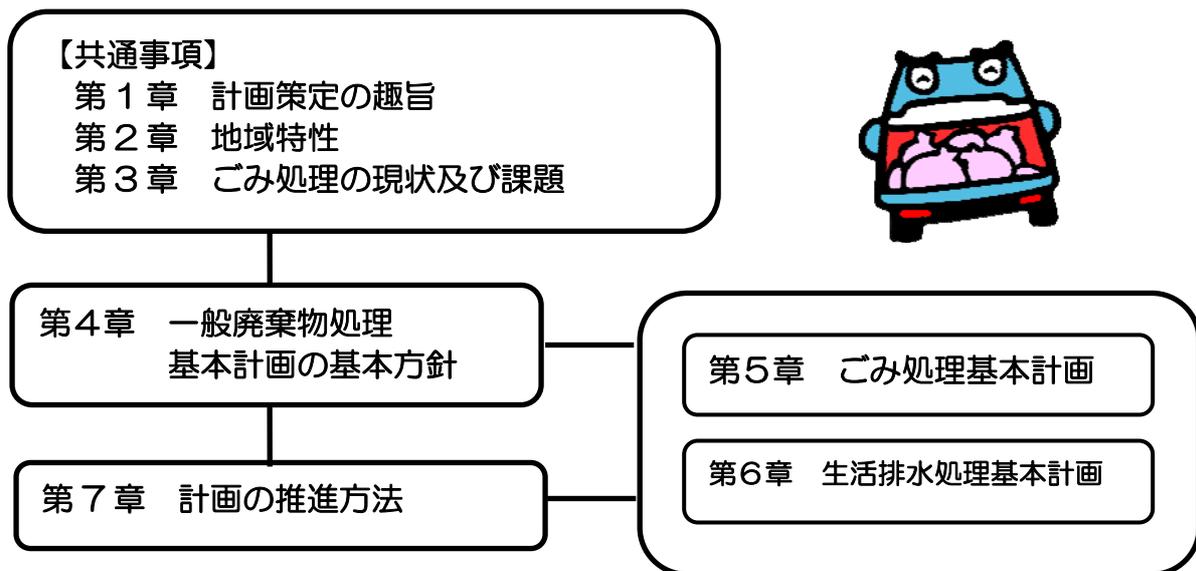


図 1-1 本計画の構成

## 1.4 計画対象地域

本計画の計画対象地域は、大村市全域とします。

ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点から、広域的な対応も視野に入れ、他市町村、関係機関等との連携及び協力を図ることとします。

## 1.5 計画目標年度

環境省発行「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）では、一般廃棄物処理基本計画の目標年次は、原則として計画策定時より 10～15 年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けることが示されています。よって、本計画では、最長である 15 年後の 2033 年度を最終目標年度と定め、適宜見直しを進めるものとします。

なお、本計画で実施する推計は、平成 29 年度までの実績を反映させて実施することから 2019 年度を推計の初年度とし、最終年度は 2033 年度とします。

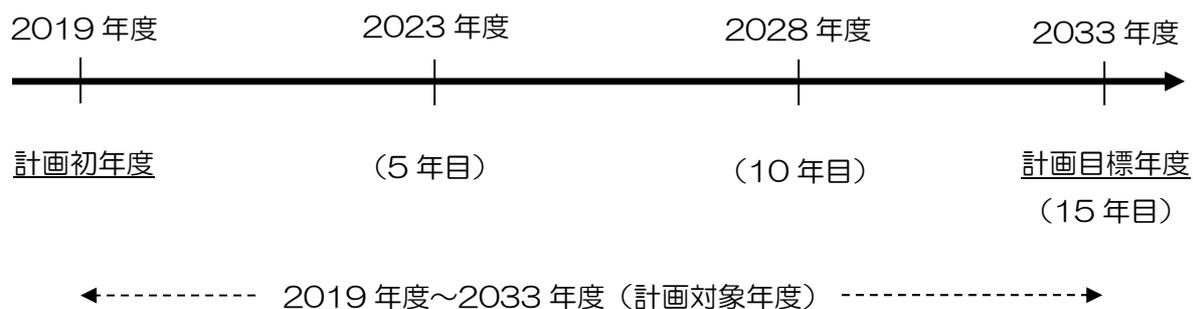


図 1-2 本計画が対象とする年度

## 1.6 ごみ処理行政の動向

本計画は、廃棄物処理法の定めに基づき、本市におけるごみの減量化及びリサイクルに向けて、ごみ処理の流れを示すとともに、計画目標年度である 2033 年度に向けた、ごみの排出量及びリサイクル量について目標を定めるものです。

また、長崎県においても、第 4 次長崎県廃棄物処理基本計画において、循環型社会形成推進基本法を基に、循環型社会の形成に向けて、ごみ処理に関する計画を定めています。

したがって、本計画は、国及び県の定める関連法令及び計画を踏まえて策定する必要があることから、それらについて整理します。

### 1.6.1 国（循環型社会を目指す法体系）

国は、平成 12 年 5 月の循環型社会形成推進基本法の制定と一体的に、廃棄物処理法を改正し、資源有効利用促進法や各種のリサイクル法等を整備しました。これより、循環型社会形成に向けて、国では環境基本法に基づき、関連する法律を定めていることから、本計画もこれらと整合性が取れるように策定します。

表 1-1 循環型社会を目指す法体系の概要

法律名	概要
環境基本法	環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成を推進する枠組みとなる法律
廃棄物処理法	廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止することを目的とした法律
資源有効利用促進法	資源の有効利用、廃棄物の抑制、環境の保全を図るために、再生資源の有効利用を促進することを目的とした法律
容器包装リサイクル法	家庭系ごみで大きな比率を占める容器包装ごみの減量、リサイクルを目的とした法律
家電リサイクル法	家電製品の小売業者、製造業者等による収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じるための法律
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の基本的方針を示し、再生利用等の量に関する数値目標等を定める法律
建設リサイクル法	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等を目的とした法律
自動車リサイクル法	自動車の廃車時における適正処理と資源の有効利用、関係者の責務などについて定めた法律
小型家電リサイクル法	使用済の小型電子機器等の再資源化を促進するための法律
グリーン購入法	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達及び適切な情報提供を促進するための法律
バイオマス活用推進基本法	バイオマス（化石資源以外の動植物由来の有機物である資源）の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律

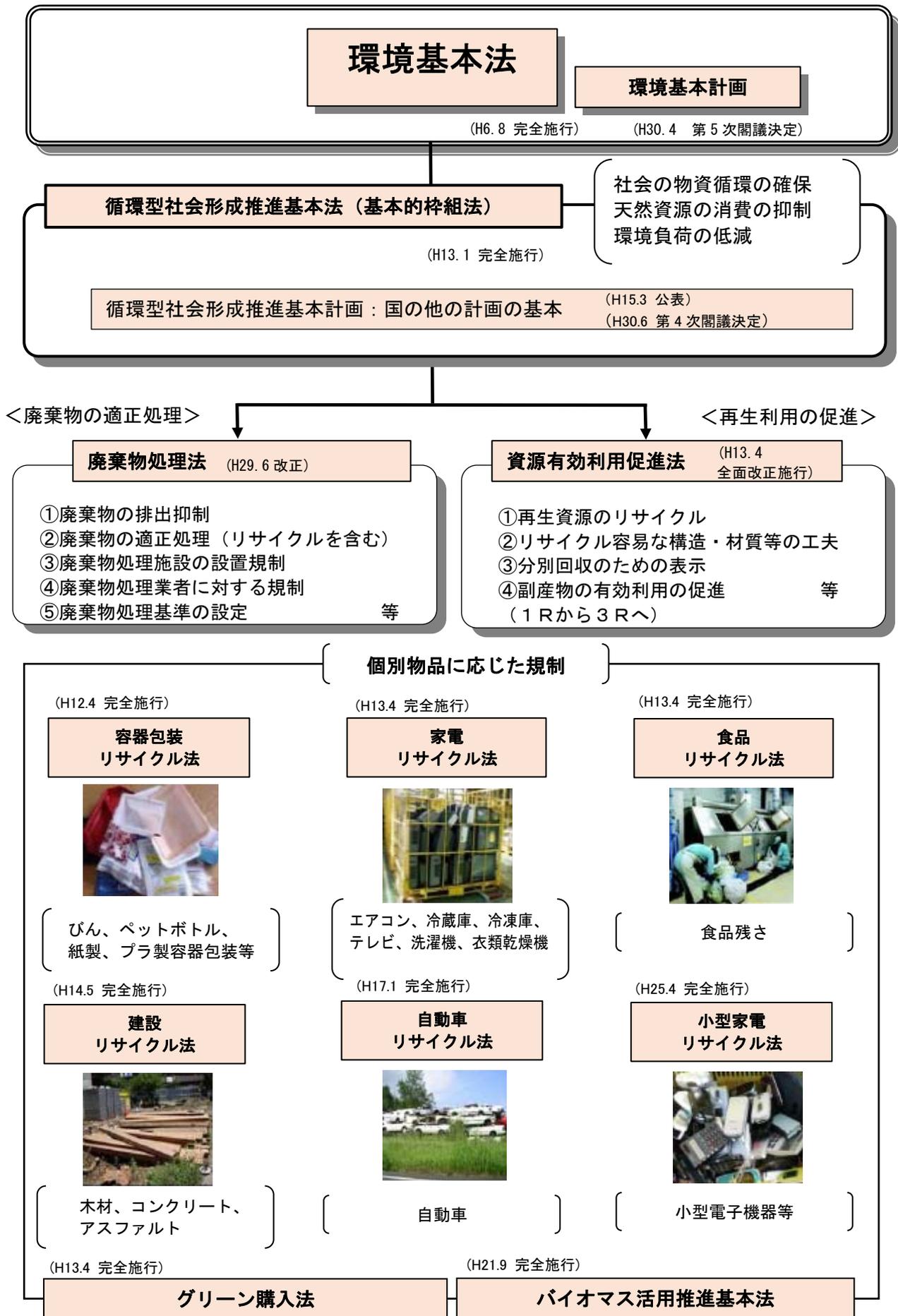


図 1-3 循環型社会を目指す法体系

## 1.6.2 長崎県（長崎県廃棄物処理計画～ゴミゼロながさき推進計画～）

長崎県では、循環型社会の形成を推進するため、平成 23 年 3 月に第 3 次長崎県廃棄物処理計画を策定し、『ごみのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」』を目指す将来像と定め、県内における廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理の推進に関する施策を実施しています。

この中で、一般廃棄物に関しては、県民、事業者、NPO、大学、行政などの代表者から構成される「ながさき環境県民会議」において、「ゴミゼロながさき」を推進するための「ゴミゼロながさき実践計画」を策定し、計 225 の具体的な実践行動を設定したゴミゼロ県民運動などを展開しています。また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者等への定期的な立入検査や不法投棄パトロールを実施するとともに、不適正な処理を行った事業者への厳正な指導・処分を行うことで、廃棄物の適正処理を推進しています。

これらの取り組みを踏まえ、平成 28 年 3 月に 2020 年度を目標年度とする第 4 次廃棄物処理計画を策定し、県内で発生する廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理を推進するために必要な目標や施策等を定めるとともに、県内における循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示し、県民、事業者、NPO、大学、行政など全ての主体が協働・連携していくための指針を定めています。

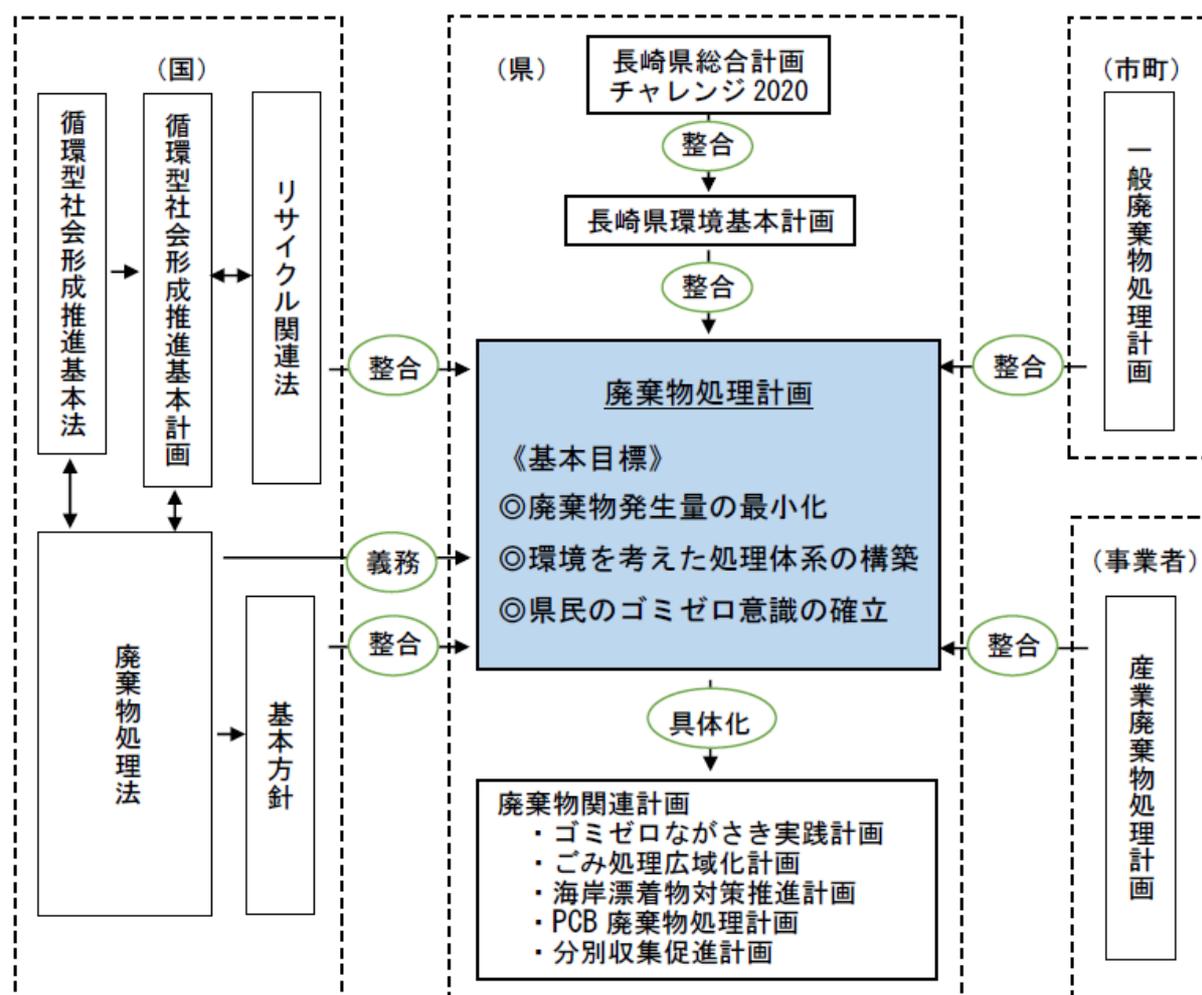


図 1-4 長崎県廃棄物処理計画の位置づけ

### 1.6.3 大村市

#### (1) 大村市総合計画

本市は、「花と歴史につつまれた 未来へ羽ばたく 産業・交流都市」を目指し、平成 18 年度から平成 27 年度を計画期間とする「第 4 次大村市総合計画」を指針として、まちづくりに取り組んできました。この取組により、多くの自治体で人口減少が進む中、人口増加を続け、県央地域の中核的都市として発展してきました。

一方で、新幹線を活かしたまちづくり、地域公共交通の再編、少子高齢化対策、更なる雇用の場の確保など、今後のまちづくりにおいて、取り組むべき多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、長期的な展望に立って、本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けたまちづくりの指針として「第 5 次大村市総合計画」（平成 28 年度～）を策定しています。



第 5 次大村市総合計画 表紙

## (2) 大村市環境基本計画

「大村市環境基本計画」は、大村市環境基本条例の第3条に掲げる基本理念に則り、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

同計画では、本市にとって望ましい環境像を実現するために、本市、市民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれが役割を理解するとともに、環境についての情報を共有し、協働して環境に配慮した行動を実践する必要について整理しています。

この中で、本市における2010（平成22）年度の1人1日あたりのごみ総排出量（893g）は、全国平均（976g）及び長崎県平均（945g）に比べて少ないものの、リサイクル率（14.3%）は、全国平均（20.8%）及び長崎県平均（17.5%）を下回っている状況であることから、本市では引き続きごみの排出量の抑制に取り組むとともに、リサイクル率の向上に向けた取組を推進することとしています。なお、平成25年度に「第2次大村市環境基本計画」を策定しており、ごみに関係する本市、市民及び事業者の取組は、次のとおり整理しています。

### 1) 大村市の取組

#### ① 3R 運動の推進

3R 運動（Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル）の普及啓発を行い、市・市民・事業者の連携による取組を推進するとともに、市民や事業者が行うごみの減量化・資源化に関する取組を積極的に支援します。

#### ② リサイクル製品等の利用推進

リサイクル製品等の優先的な購入を推進するとともに、リサイクル製品等の利用促進に関する情報提供や普及啓発を推進します。

#### ③ 廃棄物系バイオマスの利活用推進

廃食用油や生ごみなどの廃棄物系バイオマスの利活用を推進します。

### 2) 市民の取組

① 「マイバッグ運動」などへの積極的な参加により、不要なごみの発生抑制に努め、市が行う分別回収に協力します。

② 水切りの徹底や堆肥化容器の利用により、生ごみの減量化・堆肥化に努めます。

③ 古紙類の集団回収や包装容器類の店舗回収に協力します。また、不用品バザーなどへ積極的に参加し、リユースの推進に努めます。

### 3) 事業者の取組

① 過剰包装や使い捨て製品の使用抑制に努めます。

② 多量排出事業者は、廃棄物減量化計画を作成し、事業系ごみの減量化・資源化に努めます。

③ ごみの適正な分別や店頭回収を積極的に実施するように努めます。

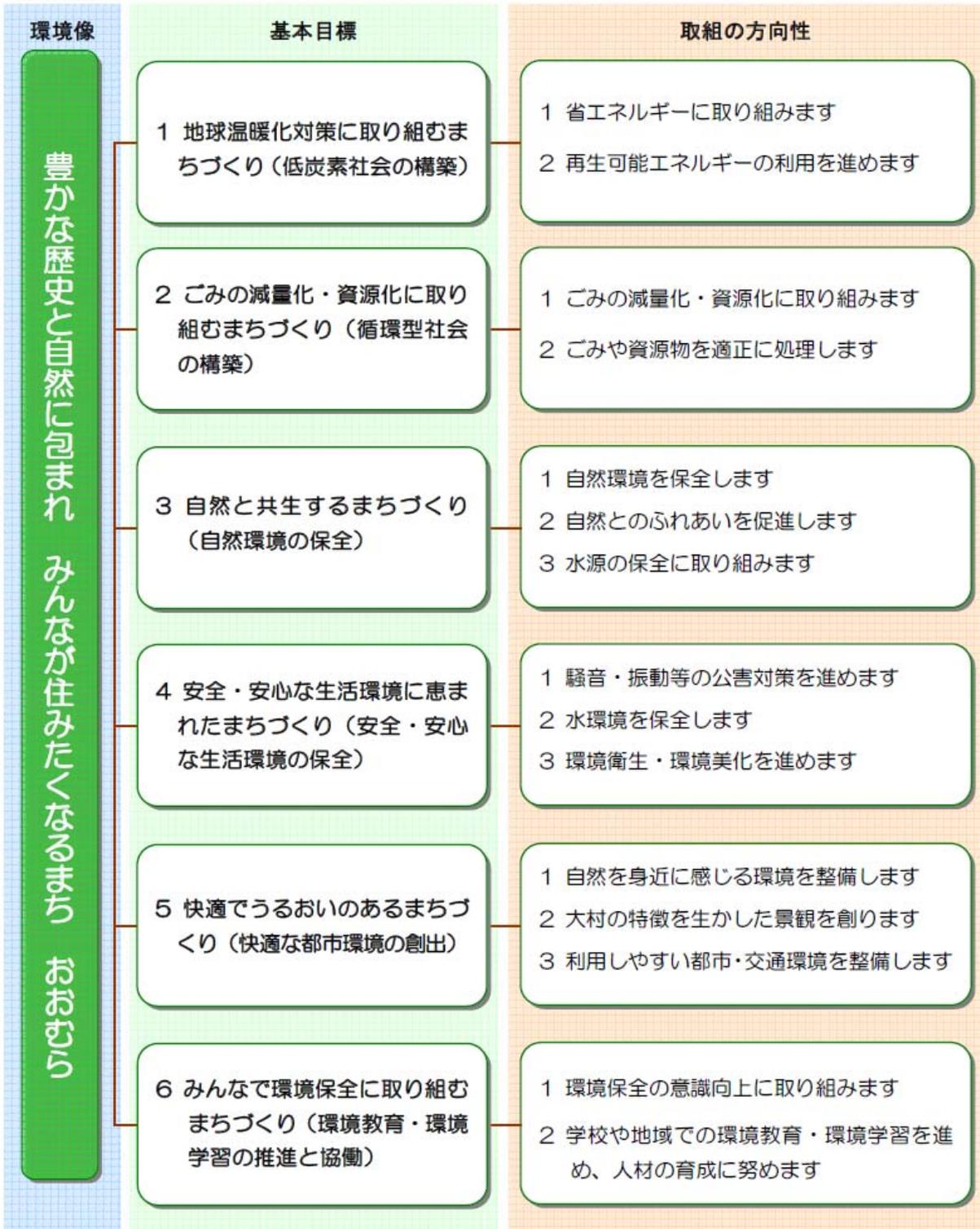


図 1-5 大村市環境基本計画における基本施策の体系